

平成22年度地域密着型サービス事業者公募要領

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

平成22年3月

勝浦市

## 平成22年度地域密着型サービス事業者の公募について

### 1 公募の趣旨

勝浦市では、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域や環境の中で安心して暮らし続けられるように勝浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、平成22年度に整備計画のある指定地域密着型サービスを公募するものです。

### 2 公募する地域密着型サービス事業

地域密着型サービスの種類

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

1ヶ所【1ユニット】

### 3 応募資格

社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、医療法人、民間事業所（NPO法人・株式会社・有限会社）など、法令等により運営主体となることが認められる法人とします。

原則として平成22年6月以降に着工し、平成23年3月中に地域密着型サービスを提供することができること。介護基盤緊急整備特別対策事業交付金で整備する場合は、交付金内示前の着工は認められません。内示前に可能な作業は実施設計までとなります。（この場合実施設計業務委託契約は補助対象外。）必ず、契約事務は内示後（6月以降の見込）になります。

### 4 応募条件

#### （1）応募者について

介護保険法第78条の2第4項各号及び介護保険法第115条の12第2号各号の規定に該当しないこと。※欠格事由参照

#### （2）整備資金について

自己資金により整備すること。（市の単独補助金はありません。）

施設の整備資金については、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金があります。これら交付金の交付決定がされれば、市を通して補助金として支給します。

※当該交付金は、国が整備量を勘案し決定することから、不交付も想定されるため、資金計画の際はこの交付金を見込まないで計画してください。

※交付金の交付決定により、市から補助金の支給を受ける場合は、工事業者の選定や契約等について、市が行う契約手続き等に準拠することが、条件となりますのでご注意ください。

※創設の場合に該当します。

#### （3）近隣住民への説明

地域密着型サービス事業は、地域住民等と連携や協力を行うなど、地域と交流を図っていく必要があります。そのためには、地域住民に事業の内容を

よく理解していただくために、事業所の事業内容や運営方針等について、近隣住民の方々に十分説明を行い、理解を得てください。

#### ※欠格事由

- 01 申請者が法人でないとき
- 02 従業者の知識、技能、人員が基準を満たしていないとき
- 03 設備基準や運営基準に従って適正な事業の運営をすることができないとき
- 04 事業所が当該市町村の区域の外にある場合で、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき
- 05 申請者が介護保険法、又は介護保険法施行令第35条の2に掲げる法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者等であるとき
- 06 申請者がその納付すべき社会保険料等について、滞納処分を受けてもなお引き続き滞納しているとき
- 07 申請者又は申請者と密接な関係を有する者が指定の取消を受けた日から5年を経過していないとき
- 08 申請者が取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者であるとき
- 09 申請者が指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき
- 10 役員又は管理者に次のいずれかに該当する者がいるとき
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなるまでの者
  - ・5、6又は9に該当する者
  - ・事業者指定を取り消された法人において、当該取消しの処分の通知があった日前60日以内にその役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
  - ・事業の廃止の届出をした法人又は指定の辞退をした法人において指定取消処分の通知日前60日以内にその役員等であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの

## 5 事業者の選定方法

### (1) 事業者の決定方法

- ア 事業者の決定は、勝浦市地域密着型サービス施設等整備事業者選定委員会において選定し、勝浦市介護保険運営協議会の意見等を踏まえ市長が決定します。なお、審査の結果、予定事業者なしとする場合があります。
- イ 選定方法は、質の高いサービスの確保に留意し、書類審査及びヒアリングを行います。ただし、必要に応じて現地調査を実施する場合があります。
- ウ 応募がない場合及び予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。

### (2) 審査の手順

- ア 公募申込書及び開設提案書等による事業実施体制（運営の方針、資金計画、収支計画、職員体制等）及び指定基準を満たすかどうかを審査します。
- イ その後、事業者選定委員会において、事業に対する考え方、理解度及び運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、文書により通知します。

### (4) 予定事業者の公表等

予定事業者決定後公表します。

## 6 選定基準

- (1) 法人の理念・姿勢
- (2) 法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守及び状況
- (3) 利用者への対応
- (4) 職員体制及び職員の質の向上
- (5) 施設管理の安全性への配慮
- (6) 地域との連携
- (7) その他地域密着型サービスについて

## 7. 公募手続き

本公募に申し込みを希望する事業者の方は次により、公募申込書等を提出してください。

## 8 スケジュール

平成22年 3月1日(月)から	公募要領配付及び市ホームページ・広報掲載
4月1日(木)から 4月23日(金)まで	応募受付(応募申込書・開設提案書)
平成22年 5月上旬から 5月中旬	(第1次審査)・書類審査
	(第2次審査)・ヒアリング等
5月中旬から 5月下旬	介護保険事業運営協議会開催
	平成22年度指定内示
6月以降	着工 ※交付金等での整備の場合は交付金の内示後に着工となります。 ご注意ください。
12月上旬以降	指定申請 ※指定申請書その月の10日までに受理した場合翌月1日付け、11日以降に受理した場合翌々月の1日付けで事業所指定

## 9 その他

- (1) 事業計画書提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、締切日直前は極力避け、日程に余裕をもってご提出ください。
- (2) 締切日を過ぎた資料の追加提出等はお受けできませんので、ご注意ください。
- (3) ご提出いただいた事業計画書及び添付書類等の返却はいたしません。
- (4) 事業計画書等の作成に伴う費用は全額事業者負担となります。

10 受付及び問い合わせ先

(1) 受付期間及び提出場所

受付期間	提出場所及び問い合わせ先
4月1日(木)から 4月23日(金)まで※郵送不可 (土曜・日曜・祝祭日は除く) (電話で予約の上ご来庁願います。) 受付時間 午前9時から午後5時まで	〒299-5292 勝浦市新官1343番地1 勝浦市介護健康課 介護保険係 電話 0470-73-6617 FAX 0470-73-4283

(2) 提出書類

ア 応募申込書の提出書類一覧

	項目	備考	様式
1	応募申込書	所定の様式	第1号様式
2	定款又は寄付行為	最新のもの	
3	法人登記簿謄本 『全部事項証明書 (現在事項証明書)』	応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	
4	印鑑証明書	応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	
5	事業者概要	(1) 事業経歴・実績 (2) 事業者の基本的事項 ・代表者の履歴書 ・役員、社員の構成、氏名 (3) 事業者の概要(パンフレットでも可) (4) 現在運営している施設又は事業に関する資料 ・施設の運営形態 ・事業内容、規模 ・特色、施設の構成 ・敷地面積、床面積 (5) 今後開設を予定している施設又は事業に関する資料 ・事業内容、規模	任意様式
6	決算書等	(1) 最近3年間の決算書類 (2) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容と実績	任意様式

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版での提出をお願いします。

※ 書類は各2部提出してください。なお、第1号様式中、提出書類(2)(3)のうちそれぞれ1部はコピーで可。

※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

イ 開設提案書の提出書類一覧

	項 目	備 考	様 式
1	開設提案書	所定の様式	第2号様式
2	法人の理念・姿勢	事業運営に関する目的及び運営方針 事業運営の実績・経験 取扱方針や介護方針（日常生活の支援・苦情解決体制）	任意様式
3	法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守及び状況	福祉サービス提供に対する理念 利用料について 事業計画と収支計画について	
4	利用者への対応	サービス内容や手続きについて 利用者への公平・公正な対応について	
5	職員体制及び職員の質の向上	人材確保や人員配置について 休暇・退職の際の職員の補充について 職員の育成・接遇・研修について	
6	施設管理の安全性への配慮	緊急時の対応について 消防計画について 事故発生時の対応について 衛生管理について	
7	地域との連携	医療機関との協力体制について 利用者家族や地域住民との交流について 運営推進会議設置に関する考え方について	
8	その他地域密着型サービスについて	家庭的な生活空間の取り入れについて	

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版での提出をお願いします。

※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

※ **書類は各2部提出してください。**

ウ 提出書類の体裁

提出書類は、次のとおり体裁を整えてください。

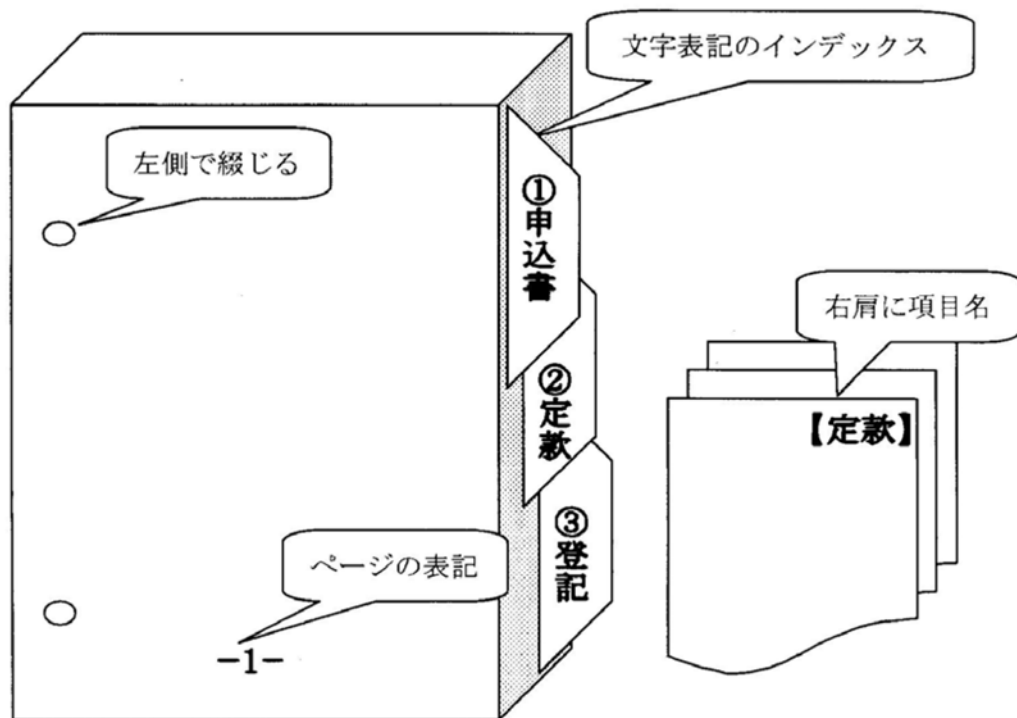
全体の目次をつける。

ページをつける。

ページごとに右肩に書類名を表記する。

項目ごとに、文字表記のインデックスをつける。（番号は不可）

全体をバインダー等で綴る。



第1号様式

平成 年 月 日

勝浦市長 様

所在地  
法人名  
代表者名 印

地域密着型サービス事業応募申込み書類の提出について  
このことについて、下記提出書類を添えて応募します。

記

1 提出書類

- (1) 定款又は寄付行為・・・・・・・・・・ 2部
- (2) 法人登記簿謄本・・・・・・・・・・ 2部 (1部はコピーで可)
- (3) 印鑑証明書・・・・・・・・・・ 2部 (1部はコピーで可)
- (4) 事業者概要・・・・・・・・・・ 2部
- (5) 決算書等・・・・・・・・・・ 2部
- (6) 開設提案書・・・・・・・・・・ 別途提出

2 担当者連絡先

	(ふりがな)	
	法人名	
	(ふりがな)	
	担当者	
	所 属 (役職)	( )
連絡先	住所	〒 —
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

開設提案書

このことについて、下記書類を添えて提出します。

記

1 提出書類（各2部）

項目	チェック欄 (添付書類に○印)
(1) 法人の理念・姿勢	
(2) 法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守及び状況	
(3) 利用者への対応	
(4) 職員体制及び職員の質の向上	
(5) 施設管理の安全性への配慮	
(6) 地域との連携	
(7) その他地域密着型サービスについて	

2 担当者連絡先

(注)応募申込書に記載の担当者と異なる場合は、以下に記入願います。

(ふりがな)		
法人名		
(ふりがな)		
担当者		
所属(役職)		( )
連絡先	住所	〒 —
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

### 【地域密着型サービス事業の概要】

介護保険法改正において、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として「地域密着型サービス」が創設されました。

地域密着型サービスは、その地域での生活を24時間体制で支えるものであり、地域密着型サービス事業者は、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点を置くこととしています。

- (1) 原則として、その市町村の被保険者のみがサービス利用可能です。
- (2) 指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有します。

#### 認知症対応型共同生活介護（運営基準等）

##### 1 定義及び基本方針

認知症対応型共同生活介護	<p>(定義) 認知症対応型共同生活介護について、介護保険法第8条第18項では、「要介護者であって認知症である者（その者の認知症の原因となる患者が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。」</p> <p>(基本方針) 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。</p>
介護予防認知症対応型共同生活介護	<p>(定義) 介護予防認知症対応型共同生活介護について、介護保険法第8条の2第17項では、「要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。」※要支援2に限る</p> <p>(基本方針) 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。</p>

2 人員基準

介護従業者	<p>共同生活住居ごとに (日中) 利用者3人に対して1人以上 (夜間・深夜) 夜勤職員1人以上 ※1人以上は常勤でなければならない。</p>
計画作成担当者	<p>(1) 共同生活住居ごとにおくこと (2) 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し、知識及び経験を有する者であること (3) 厚生労働大臣が定める研修を修了していること 「実践者研修」又は「基礎課程」 (4) 専らその職務に従事する者であること ただし利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務もしくは管理者との兼務が可能とする (5) 計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員を持って充てなければならない。ただし、次の場合は介護支援専門員を置かないことができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>併設する小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき</p> </div> <p>(6) 介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員等として、認知症高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有するものを充てること</p>
管理者	<p>(1) 共同生活住居(ユニット)ごとに配置すること (2) 常勤であること (3) 専ら管理者の職務に従事する者であること ただし、次の場合は、兼務が可能(ユニットの管理上支障がない場合に限る) ①当該共同生活住居の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合 ③併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合 (4) 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有すること (5) 厚生労働大臣が定める研修を修了していること 「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p>
代表者	<p>(1) 以下のいずれかの経験を有していること ①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の従業者として認知症である者の介護に従事した経験。 ②保健医療サービス又は福祉サービスの経験に携わった経験。 (2) 厚生労働大臣が定める研修を終了していること 「認知症介護サービス事業開設者研修」</p>

### 3 設備基準

共同生活住居	1つの事業所に2つまで 入居定員5人以上9人以下
居室	個室であること（定員原則1人） 床面積7.43㎡以上）
居間 食堂 台所 浴室 消火設備その他の 非常災害に際して 必要な設備	<p>(1) 居間・食堂・台所・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること</p> <p>(2) 居間及び食堂は同一の場所にできる</p> <p>①居間及び食堂は同一の場所にできるが、その場合もそれぞれの機能が独立していることが望ましい</p> <p>②1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合でも、居間、食堂、台所については、各共同生活住居ごとに専用でなければならない</p> <p>③管理上支障がない場合は、事務室については、兼用であっても差し支えない</p> <p>(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>①消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること</p> <p>②たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること</p>
立地	※上記のほか、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

### 4 その他

短期利用共同生活 介護	<p>(1) 以下の施設基準を満たすものとして、事前に市町村長に届出を行うことが必要です</p> <p>①3年以上事業を行っている事業所で行うことができる</p> <p>②定員の範囲内で空き居室や専用居室を利用する</p> <p>③1ユニットに1名まで</p> <p>④あらかじめ30日以内の利用期間を定める</p> <p>⑤必要な職員の資質が確保されていること</p> <p>(2) 次のいずれかを受講した職員が配置されていること</p> <p>認知症介護実践研修（実践リーダー研修）</p> <p>※給付管理対象サービスとなるため、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成するケアプランに基づくサービス提供となります</p>
----------------	--

### 5 運営基準（主なものを掲載）

第三者評価	<p>事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常に提供するサービスの質の改善を図らなければならない。</p> <p>また、評価結果を入居者及びその家族へ提供するほか、事業所の見やすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示しなければならない。</p>
-------	--

<p>認知症対応型共同生活介護計画の作成</p>	<p>(1) 事業所の管理者は、計画作成担当者に、認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>(4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) 計画作成担当者は、計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p>
<p>入退居の際の措置</p>	<p>(1) 入居に際しては、主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症であることの確認をしなければならない。</p> <p>(2) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>(3) 退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(4) 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>利用料等の受領</p>	<p>(1) 事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>①食材料費</p> <p>②理美容代</p> <p>③おむつ代</p> <p>④上に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>(2) 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>利用者の病状の急変等緊急時における主治医への連絡等の対応</p>	<p>従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>協力医療機関等</p>	<p>(1) 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。</p> <p>(2) 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(3) 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>

地域との連携等	<p>(1) 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。</p> <p>(3) 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>(4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
非常災害対策	<p>非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（新規申請・更新申請）

申請様式

- 指定申請書【第1号様式】※新規申請の場合
- 指定更新申請【第4号様式】※更新申請の場合
- 事業所の指定に係る記載事項【付表4】

添付書類

- 01 申請者（開設者）の定款の写し及びその登記事項証明書の原本又は条例等
- 02 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】
- 03 全従業員の雇用契約書の写し
- 04 事業者の代表者、管理者、計画作成担当者の経歴書【参考様式2-1】【参考様式2-2】【参考様式2-3】
- 05 研修修了証の写し
- 06 事業所の平面図、写真及び事業所周辺の案内図等
- 07 事業所（施設）の設備等に係る一覧表【参考様式5】
- 08 運営規程
- 09 料金表
- 10 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式7】
- 11 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 12 固定資産税及び法人市民税の納税証明書の原本（事業所が勝浦市に所在する場合）
- 13 土地及び建物の全部事項証明書の原本（土地や建物を自己所有する場合）
- 14 賃貸により土地や建物を使用する場合にはその使用関係が分かる書類
- 15 損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類
- 16 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
- 17 利用申込者等に対する書類（契約書、重要事項説明書）
- 18 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要
- 19 地域密着型サービス費の請求に関する事項（加算の届出）
- 20 介護保険法第78条の2第4項各号や法第115条の1第2項各号に該当しないことを誓約する書面【参考様式9-1、9-2】
- 21 介護支援専門員の氏名等【参考様式10】
- 22 運営推進会議の構成員【参考様式11】
- 23 検査済証
- 24 消防用設備等検査済証
- 25 消防計画書の写し
- 26 防火管理者講習終了証の写し
- 27 就業規則の写し
- 28 車検証の写し
- 29 緊急時マニュアルの写し
- 30 その他勝浦市が求める書類

その他

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護報酬の加算等）に関する情報は、介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報となりますので、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

開始時期については下記のとおりです

夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護） 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護） 地域密着型特定施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定

## 勝浦市地域密着型サービス等の整備に係る事業者選定指針

### 第1 目的

勝浦市は、保険者として住民に最適な介護サービスを提供するものであり、また、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業については、事業者の指定及び監督権限を有している。

このため、勝浦市は、地域密着型サービス等の整備要望について、地域の福祉資源の分布や高齢者の居住状況、その他事業の確実性など多角的な視点から検討や審査を行い、長期的かつ安定的に運営される事業者等を選定する必要があることから、その選定指針を定めるものである。

### 第2 選定の考え方

- 1 勝浦市の介護保険事業計画に適合しているとともに、居宅事業及び入所系事業の場合であっても広く地域に開かれ、地域における高齢者のための福祉の推進拠点としての機能を発揮できる事業者を選定するものとする。
- 2 事業者の役員等が社会福祉に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人及び施設等運営が確実な事業者を選定するものとする。
- 3 選定に当たっては、事業者及びその他関係者から疑惑を招くことのないよう、公正・公平な事業者選定を行うものとする。

### 第3 選定方法

- 1 公平を期するため、勝浦市が定めた期日までに提出された勝浦市地域密着型サービス開設提案書及び添付資料を審査の対象とする。
- 2 公正で透明性を確保するため、審査は「第4審査の方法」により、第一次審査は担当課による書類審査、第二次審査は勝浦市地域密着型サービス施設等整備事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において事業者による事業提案及び事業者への聴き取りにより行うものとする。
- 3 第二次審査は、原則として代表者(理事長又は代表取締役)、施設長(管理者)又はその予定者の出席を求めることとする。

### 第4 審査の方法

- 1 審査は第一次審査、第二次審査に分けて行い、第一次審査の書類審査を経た事業者でなければ、第二次審査の対象としない。なお、第一次審査の書類審査においては、次の事項等の確認を行うものとする。
  - (1) 勝浦市地域密着型サービス開設提案書及びこれに係る添付資料に不備がないこと。
  - (2) 事業者が予定している事業が、勝浦市介護保険事業計画において整備される計画であること。
  - (3) 法第78条の2第4項各号及び法第115条の11第2項各号に該当しないこと。
- 2 第二次審査は、委員会において事業者による事業提案及び事業者への聴き取りにより、次のとおり行うものとする。

- (1) 事業提案は、法第8条第14項に規定する地域密着型サービス又は法第8条の2に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「サービス」という。）につき30分以内（併設型での整備の場合も同様とする。）で行うものとする。
- (2) 聴き取りは、事業提案終了後10分以内で必要に応じ適宜行うものとする。
- (3) 選定する事業者数は、勝浦市介護保険事業計画に基づく整備計画数を上限とする。
- (4) 事業者の選定は、委員会の委員長、副委員長及び委員が、勝浦市地域密着型サービス開設提案書及びこれに係る添付資料、並びに事業提案及び聴き取りの内容に基づき、勝浦市指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者選定基準表（別紙第1号様式。以下「基準表」という。）に記入する総合評価を行い、一番高い評価を受けた事業者を勝浦市地域密着型サービス等の整備に係る事業者として選定するものとする。また、審査の結果、事業者が審査の条件を満たさない場合（基準表に基づく総合評価が70%未満）は、一事業者のみの応募の場合であっても採択せず再審査に必要な整備を求めることとする。

#### 第5 事業者への通知

市長は、事業者を選定した場合及び選定をしない場合についても選定結果通知書により、当該事業者に通知するものとする。

#### 第6 事業者指定の申請

法第78条の2第1項又は法第115条の11第1項の規定による申請を行う事業者は、選定結果通知書を受け取った事業者に限るものとする。

(第1号様式)

基準表

評価項目	採点項目	採点基準		採点	
(1) 法人の理念・姿勢	事業運営に関する目的及び運営方針（自己評価・外部評価及び情報公表を含む）について	事業の内容を十分に理解し、具体的な目的及び具体的な運営方針を定めている	5点	5点	
		事業の内容を理解し、目的及び運営方針を定めている	4点		
		目的及び運営方針を定めている	3点		
		目的及び運営方針を定めているが、やや不十分な点がみられる	2点		
		目的及び運営方針を定めていない	1点		
	同種の事業を運営するに足りる実績・経験がある場合には、その評価について	具体的な取扱方針及び介護方針について（入浴や食事などの日常生活上の支援内容、苦情解決体制の内容）	十分具体的な方針を考えている	5点	5点
		具体的な方針を考えている	4点		
		方針が考えられている	3点		
		方針が具体的でない	2点		
		方針が考えられていない	1点		
合計			10点		

評価項目	採点項目	採点基準		採点
(2) 法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守状況	利用者個人の尊厳を保持し、意思及び人格を尊重した福祉サービスを提供するという理念を認識しているか（個人情報の取扱い、従業員の守秘義務を含む）	十分認識している	5点	5点
		よく認識している	4点	
		認識している	3点	
		認識しているが、やや不十分な点がみられる	2点	
		認識不足である	1点	
	利用料等の妥当性について（利用料の設定根拠の明確化）	利用料の設定根拠が明確に示されており、妥当な額であるほか、利用料を熟知している	5点	5点
		利用料の設定根拠が明確に示されており、妥当な額である	4点	
		概ね妥当な額である	3点	
		妥当な額ではあるが、やや負担感がある	2点	
		妥当な額ではない	1点	

	事業計画と収支計画の適正性について	長期的視点から事業計画と収支計画に整合性があるほか、経営努力の取り組みに優れている	5点	5点
		長期的視点から事業計画と収支計画に整合性があり、適切な収支を見込むことができる	4点	
		事業計画と収支計画に整合性があり、概ね適切な収支が見込める	3点	
		事業計画と収支計画がほぼ均衡がとれているが、長期的な視点が欠けている	2点	
		事業計画と収支計画に不一致があり、適切な収支が見込めない	1点	
	法人における長期的な経営能力 (資金力の有無 借入金返済能力の有無 経営の安定性)	非常に安定しており、長期的な経営が見込める	5点	5点
		安定しており、長期的な経営が見込める	4点	
		安定しており、経営が見込める	3点	
		概ね安定しており、経営が見込める	2点	
		不安定で、経営が見込めない	1点	
合計			20点	

評価項目	採点項目	採点基準	採点	
(3) 利用者への対応	サービス内容及び手続きの説明及び同意について	重要事項説明書やパンフレット等の作成が考えられていると共に、十分な説明方法が職員に徹底されるよう考えられている	5点	5点
		重要事項説明書やパンフレット等の作成が考えられている	4点	
		マニュアル等の作成が考えられている	3点	
		説明方法が具体的でない	2点	
		説明方法が考えられていない	1点	
	利用者の心身の状況等の把握について (サービス提供の記録整備を含む)	定期的な担当者会議を計画すると共に、面接を行う等により心身の状況等の把握に努めている	5点	5点
		定期的な担当者会議の開催を考えている	4点	
		担当者会議の開催が考えられている	3点	
		把握方法が具体的でない	2点	
		把握方法が考えられていない	1点	
利用者への公	基準が整備され、利用者への公	5点	5点	

平・公正な対応の取組み（入居や退去時の考え方を含む）	平・公正な体制が組まれているほか、アフターフローなども取り組まれている	4点 3点 2点 1点	15点
	基準が整備されており、利用者への公平・公正な体制が組まれている		
	基準は整備されているが、利用者への公平・公正な体制が不十分である		
	基準の考え方が不明確であり、全体的に不十分である		
	基準がなく、不十分である		
合計			15点

評価項目	採点項目	採点基準	採点	
(4) 職員体制及び職員の質の向上	勤務体制、職務の内容、兼務関係等について (人材確保、人員配置の適正性)	基準以上に十分な体制が組まれているほか、職員の給与や処遇においても充実している	5点	5点
		基準以上に十分な体制が組まれている	4点	
		基準どおりの体制が組まれている	3点	
		基準どおりの体制が組まれているが、兼務等によりやや困難である	2点	
		基準が満たされていない	1点	
休暇・退職等の際の職員の補充・交替体制について	十分な補充・交替体制ができていないことに加え、退職金制度が充実しているなど、離職率を低くする対策に取り組まれている	十分な補充・交替体制ができていない	5点	5点
		十分な補充・交替体制ができていない	4点	
		補充・交換体制ができていない	3点	
		補充・交換体制ができていないが、やや不十分な点がみられる	2点	
		補充・交換体制が考えられていない	1点	
職員の育成・接遇に関する取組みについて (研修制度・人員制度の内容)	幅広い職員が参加し、職員の質の向上を目指した、十分具体的な研修が考えられている	幅広い職員が参加し、職員の質の向上を目指した、十分具体的な研修が考えられている	5点	5点
		具体的な研修が考えられており、職員が参加できる体制を適切に確保している	4点	
		一部職員に限られた、研修が中心である	3点	
		研修内容が具体的でない	2点	

		研修計画が考えられていない	1点	
	合計			15点

評価項目	採点項目	採点基準		採点
(5) 施設管理の安全性への配慮	緊急時の対応について（危機管理体制の内容、危機管理上の不具合が発生した際の対応）	十分具体的な対応を考えている	5点	5点
		具体的な対応を考えている	4点	
		対応が考えられている	3点	
		対応が具体的でない	2点	
		対応が考えられていない	1点	
	消防計画及び自衛消防訓練の実施について	具体的な計画を作成し、定期的に訓練を実施する計画を組んでいる	5点	5点
		計画を作成し、訓練を実施する計画を組んでいるとともに、どちらかが具体的かつ定期的に組まれている	4点	
		計画を作成し、訓練を実施する計画を組んでいる	3点	
		法は満たされているが具体的でない	2点	
		計画が無く、訓練も実施されない	1点	
	事故発生時の対応について（小さな問題が発生した際の対応）	十分な対応方法が職員に徹底されるよう考えられている	5点	5点
		対応方法が職員間に周知されるよう考えられている	4点	
		対応方法が考えられている	3点	
		対応が具体的でない	2点	
		対応方法が考えられていない	1点	
	衛生管理について（衛生管理体制の内容、感染症等が疑われる際の対処）	十分具体的な対策を考えている	5点	5点
		具体的な対策を考えている	4点	
		対策が考えられている	3点	
		対策が具体的でない	2点	
		対策が考えられていない	1点	
合計				20点

評価項目	採点項目	採点基準		採点
(6) 地域との連携	医療機関との協力体制に関する考え方について（認知症対応型通所介護は除く）	夜間時等の緊急時に対応ができるなど、病院等との間の連携や支援体制など、十分かつ、具体的な協力体制を考えている	5点	5点
		具体的な協力体制を考えている	4点	
		協力体制が考えられている	3点	
		協力体制が具体的でない	2点	
		具体的な考え方を持っていない	1点	

	利用者家族間や地域住民との交流（ボランティア活動等）について	積極的な交流活動を考えているほか、先進的な取り組みを検討している	5点	5点
		利用者家族間の交流にあわせて、積極的な地域住民との交流活動を考えている	4点	
		利用者家族間の交流活動を考えている	3点	
		交流活動を考えているが、やや不十分な点がみられる	2点	
		交流活動が取り組まれていない	1点	
	運営推進会議（利用者、市町村職員、地域住民の代表者等により構成される協議会）設置に関する考え方について（認知症対応型通所介護は除く）	基準以外にも、地域住民の多様な委員構成を考えており、十分に要望や助言等を運営に反映できるほか、運営推進会議の先進的な取り組みを検討している	5点	5点
		基準以外にも、地域住民の多様な委員構成を考えており、十分に要望や助言等を運営に反映できる仕組みがある	4点	
		基準どおりの委員構成を考えており、十分に要望や助言等を運営に反映できる仕組みがある	3点	
		運営推進会議が設置されるが、要望や助言等を運営に反映するには、やや不十分な点がみられる	2点	
		運営推進会議の設置について何ら考え方を持っていない	1点	
合計			15点	

評価項目	採点項目	採点基準	採点	
(7) その他地域密着型サービスについて	家庭的な生活空間を取り入れるための工夫や地域住民の説明について	十分具体的な対策を考えている	5点	5点
		具体的な対策を考えている	4点	
		対策が考えられている	3点	
		対策が具体的でない	2点	
		対策が考えられていない	1点	
	合計			5点

総計	100点
----	------

事業者名
------

選定委員氏名
--------

(問い合わせ先)

勝浦市

介護健康課 介護保険係

〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343 番地 1

TEL : 0470 (73) 6617

FAX : 0470 (73) 4283